

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年5月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川県）（受）第 2200236 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川県）（国）第 2300002 号

第1 結論

平成 16 年 10 月から平成 17 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 49 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成 16 年 10 月から平成 17 年 6 月まで

私は、平成 18 年 6 月頃、A 社会保険事務所（当時）へ国民年金保険料の免除の相談に行った際、窓口の人から全額免除の承認期間より前の期間については遡って保険料を納付してほしいと言われたので、その場で請求期間の納付書を作成してもらい、納付日は覚えていないが、後日、自宅近くのコンビニエンスストア「B 社（C 店）」でまとめて納付した。

しかし、国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、社会保険事務所へ保険料の免除の相談に行った際に、その場で当該期間の納付書を作成してもらい、納付日は覚えていないが、後日、自宅近くのコンビニエンスストア「B 社（C 店）」でまとめて納付した旨主張しているところ、日本年金機構は、「B 社」に対し収納調査を依頼するには、納付日の特定が必須とされているため、B 社本部へ当該調査を行うことができない旨回答している。

また、コンビニエンスストアにおける国民年金保険料の受領の取扱いについて、日本年金機構は、コンビニエンスストア店舗にて読み込ませたバーコード情報記載の領収済通知書は、3 年を経過する年度末までコンビニエンスストア本部で保存することとされている旨回答していることから、請求者が主張する請求期間に係る保険料の受領記録について確認することができない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成 14 年 4 月以降は、国民年金保険料の収納を国が一元的に行うこととされたことを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 〇〇 関東信越（神奈川）（受）第 2200229 号
厚生局事案番号 〇〇 関東信越（神奈川）（厚）第 2300003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 9 月 3 日から同年 10 月 24 日まで

私は、平成 19 年 9 月 3 日から平成 20 年 3 月 25 日まで、C 職として、A 事業所管内の D 小学校に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同事業所に係る被保険者資格取得日が平成 19 年 10 月 24 日となっている。

調査の上、A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日を平成 19 年 9 月 3 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された B 事業所発行の「職歴証明書」（写）によると、請求者は、請求期間において、D 小学校で C 職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 事業所から提出された請求者に係る「勤務記録カード」（写）によると、請求者に、当初発令された任用期間は平成 19 年 9 月 3 日から同年 10 月 23 日までであることが確認できる。B 事業所は、請求者の請求期間については更新のない雇用契約であり、当初の任用期間が 2 か月以内の C 職については厚生年金保険に加入させておらず、契約を更新した場合は、更新した日から厚生年金保険に加入させる取扱いであった旨回答及び陳述している。

また、日本年金機構は、請求者の請求期間については「勤務記録カード」（写）の任用期間が 2 か月以内となっており、厚生年金保険法第 12 条に該当し厚生年金保険は適用除外となるため、被保険者の適用対象ではない旨回答している。

さらに、B 事業所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答及び陳述している上、請求者から提出された給料等明細書（写）によると、当該期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間において、国民年金の第 3 号被保険者となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200230号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300004号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月1日から平成19年6月1日まで
② 平成21年11月30日から平成22年1月1日まで

請求期間①について、私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私は、平成19年6月1日から平成22年2月28日までC社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間②に係る被保険者記録がない。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、請求期間②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録及びB社の事業主の回答により、請求者は、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①において、同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社の事業主は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を、請求者に支払った給与から控除していないと回答しているところ、同社から提出された賃金台帳により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、戸籍の附票及びD市の国民健康保険の加入記録に係る回答により、請求者は、E市からD市への転居日である平成18年8月18日から平成19年6月2日までにおいて、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録及びC社とフランチャイズ契約を結んでいたF社の回答により、請求者は、C社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社に係る社会保険の手続を行っていたと回答しているF社は、請求者の請求期間②に係る社会保険について、雇用契約を変更したことにより、C社において、平成21年11月30日に被保険者資格を喪失し、平成22年1月1日に同資格を再取得した旨回答している。

また、F社は、C社に係る請求者の請求期間②の厚生年金保険料を控除していないと回答しているところ、F社から提出されたC社に係る賃金台帳により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、C社が加入していたG健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書によると、請求者は、平成21年11月30日に同社における健康保険被保険者資格を喪失し、平成22年1月1日に同資格を再取得しているとともに、請求期間②については、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。